

# 解 約 合 意 書

(以下、「甲」という。)と、  
(以下、「乙」という。)は、 年 月 日付「 」  
(以下「本契約」という)の解約について、下記の通り合意する(以下、「本解約合意」という。)

- 第1条 甲と乙は、双方の合意により、 年 月 日(以下、「解約日」という。)をもって本契約を解約する。
- 第2条 乙は、解約日以降、本契約に基づく共同事業者としての一切の権利を失い、甲の所有する設備、機器、什器等及び備品等を許可なく使用することを禁止する。
- 第3条 乙は、甲が貸与した別紙物品目録記載の物品を甲に返還すること。
- 第4条 甲が貸与した別紙情報目録記載のマニュアル、書類、CD、写真、その他本事業に関する情報が記載された一切の資料(以下、「資料等」という。)及びそれらの写しを、甲に返還または甲の指示に従い処分すること。
- 第5条 乙が前第2条、第3条、及び第4条の措置を迅速に行わない場合、甲又はその代理人は、必要な措置をとることができる。
- 第6条 本解約合意書締結後も本契約所定の秘密保持義務(本契約第 条は存続し、乙は、本契約に関する業務により知り得た一切の情報、資料、取引先、取引ルート、営業ルート、その業務手法について、直接的か間接的かを問わず、いかなる第三者に対しても開示してはならないものとする。
- 第7条 甲は、本契約における乙に対する支払いの全てを 年 月 日までに完了するものとする。
- 第8条 乙と丙は、本解約合意の存在及び内容を第三者に開示してはならない。
- 第9条 甲と乙は、本件に関し、甲と乙の間には、本解約合意に定めるものの他は、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

年 月 日

甲

印

乙

印